

入 札 説 明 書

教育用端末機器購入

- 1 入札説明書
- 2 仕 様 書
- 3 別 紙 様 式
- 4 記 入 例

令和6年 12月

奈良県立医科大学 法人企画部 教育支援課

入札説明書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本法人」という。）が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記の第4の1に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日

令和6年 12月 3日（火）

2 入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

教育用端末機器購入

(2) 入札物件の数量及び特質共通端末機器一式

- ① パーソナルコンピュータ（学生用）138台
- ② パーソナルコンピュータ（モニタリング用）1台
- ③ サーバ1台
- ④ ソフトウェア1式
- ⑤ システム構築等1式

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

奈良県橿原市四条町88番地 公立大学法人奈良県立医科大学

(5) 入札物件の詳細については、別紙「教育用端末機器購入仕様書」のとおりです。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件にすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。
- (2) 当該調達の入札の日に、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格者で、営業品目がB1の「オフィス用品」に登録されている者であること。
- (4) 別紙仕様書に示した仕様と同等以上の納入実績（過去5年間に国、地方公共団体又は独立行政法人との契約実績）が複数回あることを証明できる者であること。
- (5) 別紙仕様書に示した調達物品等の規格に合格した物品及び数量を納入し得ることを証明できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件。」）に係る同法

による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12号第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であって、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

4 入札説明会

入札説明会は行いません。

5 仕様書等に関する質問方法

入札説明書、仕様書等に関して質問がある場合は、令和6年12月3日(火)から令和6年12月9日(月)の午後3時までの間に、6の(1)の場所まで質問票(様式1)により、メールにて提出してください。(電話による質問は不可。)質問に対する回答は、令和6年12月12日(木)までに質問者にメールで回答します。

6 入札参加申込

(1) 申込(申請)受付場所

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部教育支援課
TEL: 0744-22-3051 (内線) 2401
FAX: 0744-29-8815
E-Mail: gakuseik@naramed-u.ac.jp

(2) 提出期限

令和6年12月17日(火)午後1時まで

(3) 提出書類

- ① 適合規格承認申請書(様式2)
- ② 納入実績報告書(様式3)
- ③ 定価見積書
- ④ 競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)の写し

(4) 提出方法

持参あるいは郵送による申し込みとする。

郵送の場合は、簡易書留、又は、レターパックプラスを用いること。

7 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、4の(3)に示した提出書類に基づいて確認し、その結果を令和6年12月19日(木)までに入札参加申込者に対し、メールで通知します。

8 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月24日(火) 午前10時00分から

公立大学法人奈良県立医科大学 臨床研修センター 図書室

9 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「教育用端末機器購入」の入札書である旨を記入してください。(記入例を参照)
- (2) 入札書は、持参によるものとします。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (4) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができます。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とします。
- (6) 入札を辞退される場合は、入開札の前日までに様式4の入札辞退届を提出してください。

10 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は、様式5によることとします。
- (2) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ① 件名は、「教育用端末機器購入」とします。
 - ② 年月日は入札書の提出日とします。
 - ③ あて名は、公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司 とします。
 - ④ 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては奈良県(会計局総務課調達契約係)に届出済みのものとします。
 - ⑤ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、様式6の委任状を提出してください。
 - ⑥ 入札書に記載する金額は、仕様書に明記する一切の諸経費を含んだ額を記入してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を

加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（6）記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

11 入札保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条に定めるところによります。

ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

12 契約保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによります。

13 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- （1）所定の入札条件に違反した入札
- （2）入札書に記名押印を欠く入札
- （3）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- （4）入札書記載の価格を加除訂正した入札
- （5）同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- （6）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

15 落札者の決定方法

- （1）有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札をした者を落札者とします。
- （2）落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。
- （3）落札となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- （4）再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行

する場合があります。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

17 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情申し立てに係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

18 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

ア 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、奈良県立医科大学が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

19 契約の解除

契約締結後、契約者について18のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除

することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、18のア、ウ、エ 及び オ 中の「落札者」は、「契約者」と読み替えるものとします。

20 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、各自1通を保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

21 その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。